

室内空気質汚染対策のためのVOC自主管理規程（第9版）

令和元年6月1日

日本接着剤工業会

(目的)

第1条

室内空気質汚染対策のためのVOC自主管理規程（以下、「本規程」という。）は、日本接着剤工業会（以下、「工業会」という。）が、製造・販売者並びに使用・購入者が共通の認識で材料を選択・判断できる共通の「ものさし」として公表された建材からのVOC放散速度基準に対応し、汚染物質のVOCを削減し室内環境に配慮した接着剤（以下、「製品」という。）の供給を目的として定めたものである。

(委員会の設置)

第2条

本規程の実施に際して、工業会に第2登録審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
委員会は10名以内で構成する。なお、委員会メンバーに3名以内の第三者委員を入れても良いとする。
第三者委員を構成委員に入れる場合には、その時期については、技術委員会で検討し、役員会で承認するものとする。

(申請者の資格)

第3条

登録申請できる者は、当該製品および関連の原料を製造、加工、又は販売している工業会の会員、又は非会員とする。但し、非会員は申請者登録を行うものとする。（VOC様式-7）

(適用範囲)

第4条の1

本規程は、会員、又は非会員が製造販売する室内内装関連用途（建築・建材・家具等）や室内で使用する製品等に使用する接着剤関連製品に適用される。

(VOC対象物質)

第4条の2

品質適合宣言するVOCは、基準値が公表されたVOCに限るものとし、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの4物質（以下、「4 VOC」という。）とする。

上記以外にVOC物質を追加対象とすることについては、基準値が公表された場合を原則とし、技術委員会で検討し、役員会で承認するものとする。

(品質適合宣言)

第5条

本規程は、4 VOCを意図的に使用していない製品で、かつ、4 VOCの含有量が工業会の規定する管

理値（重量%）を満足する製品（以下、「4 VOC基準適合製品」という。）について、工業会として登録し、申請者が適正な表示によって4 VOC基準適合製品である旨を宣言するものである。

4 VOC基準適合製品は、次の含有量管理値で管理された製品とする。

スチレンポリマーを使用する場合は重合時の残存スチレンモノマー量が次の含有管理値で管理されること。

物質	J A I A 4 VOC含有量管理値 重量%	備考
トルエン	0.1 未満	ただし、 エチレン酢酸ビニル共重合樹脂系エマルションを 含有する接着剤は、0.05 重量%未満
キシレン	0.1 未満	酢酸ビニル樹脂系エマルション形 アクリル樹脂系エマルション形 ウレタン樹脂系 变成シリコーン樹脂系 シリル化ウレタン樹脂系 ゴム系ラテックス形 ゴム系溶剤形 ホルムアルデヒド樹脂形 の各接着剤
	0.03 未満	ビニル共重合樹脂系エマルション形 ビニル共重合樹脂系溶剤形 エポキシ樹脂系 の各接着剤
	0.01 未満	酢酸ビニル樹脂系溶剤形 α -オレフィン樹脂系 水性高分子イソシアネート系 ホットメルト形 の各接着剤
エチルベンゼン	0.1 未満	
スチレン	0.015 未満	

4 VOC含有量管理値は、工業会での検証結果により、安全サイドでの管理にすべきとの判断になった場合には、厳しい側に変更するものとし、技術委員会で検討し、役員会で承認するものとする。

(接着剤の種類)

第6条

登録の申請を受け付ける接着剤の種類は次のものとする。

酢酸ビニル樹脂系エマルション形
ビニル共重合樹脂系エマルション形
アクリル樹脂系エマルション形
ゴム系ラテックス形
水性高分子－イソシアネート系
α－オレフィン樹脂系
エポキシ樹脂系
ウレタン樹脂系
変成シリコーン樹脂系
シリル化ウレタン樹脂系
ホットメルト形
酢酸ビニル樹脂系溶剤形
ビニル共重合樹脂系溶剤形
ゴム系溶剤形
ホルムアルデヒド樹脂系

上記以外の種類について登録申請があった場合は、委員会が窓口となり審議し、その結果を技術委員会に答申する。技術委員会では委員会の答申を受け種類の追加について検討し、判断する。なお、種類の追加は工業会役員会の承認を得た後、実施する。

(申請手続き)

第7条

登録申請を受け付ける対象製品は4 VOC基準適合製品のみとする。

登録申請者は、次の書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 4 VOC基準適合製品登録申請書 (VOC様式-1)
- (2) 製品リスト (VOC様式-2)
- (3) 登録製品品質管理チェック表 (VOC様式-6)
- (4) 申請する品番の異なる製品すべてに関する指定機関による4 VOC含有量試験データ（非会員のみ提出）
- (5) 登録申請者の会社案内ならびに申請者登録書 (VOC様式-7) (非会員のみ提出)

(更新申請手続き)

第8条

更新登録申請者は、次の書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 登録製品品質管理チェック表 (VOC様式-6)
- (2) 4 VOC基準適合製品登録（更新）申請書 (VOC様式-8)
- (3) (更新) 製品リスト (VOC様式-9)

(申請件数の適用範囲)

第9条

異なる製品名については個々一件の扱いとする。但し、申請製品名のうち色、容量及び包装形態の違い

は一件の申請でよい。

(OEM供給製品及びOEM調達製品の申請)

第10条

OEM供給製品及びOEM調達製品は、いずれも実際に販売される製品名のままで申請を行う。この場合、実際に販売される製品名ではないOEM供給元の製品名、OEM調達元の製品名を申請書に記載する必要はない。

(登録申請と審査期日)

第11条

審査期日は原則として、年4回（6月、9月、12月、3月）とし、申請は審査日の一週間前までに行うものとする。

(審査)

第12条

委員会は申請書類を審査し、登録番号（6桁表示）を決定したのち、登録管理を行うとともに、すみやかに登録費の請求を行い、入金確認後、登録確認書（VOC 様式-3）及び登録証明書を申請者に書面にて通知する。

尚、更新については、(更新)登録確認書（VOC 様式-10）及び登録証明書を申請者に書面にて通知する。

審査にあたって委員会が必要と認めたときは、下記の書類提出を要求することができる。

- (8) 当該製品のカタログ、技術資料又はこれに準ずるもの
- (9) 当該製品の安全データシート（SDS）
- (10) 当該製品の成分表 等

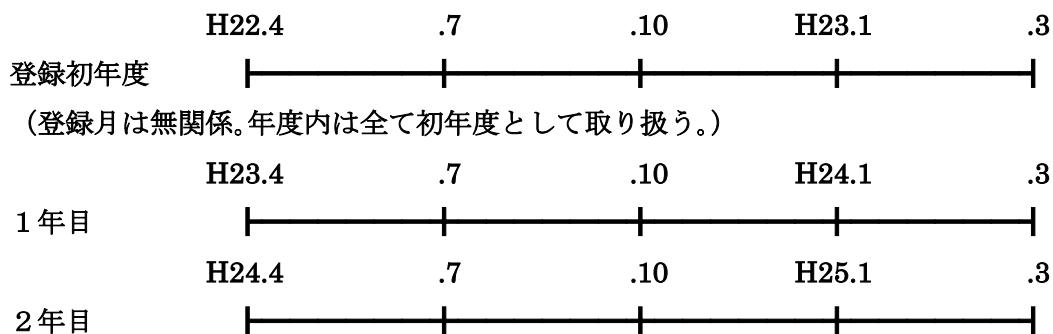
(登録品の有効期間及び更新)

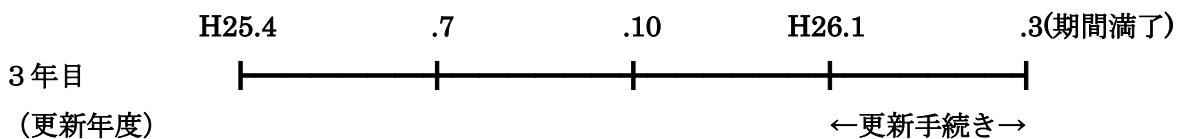
第13条

登録された製品の有効期間は、当該登録日から起算して3年を経過した日の属する会計年度の末日（3月31日）までの期間とする。

期間終了後、継続を希望する場合には、当該登録の日から起算して3年を経過する会計年度の末日（3月31日）までに更新の手続きをとる。

<有効期間フロー>





・注意) 更新手続きを行わなかった場合には、有効期間満了を持って自動的に登録を抹消する。

(登録品の表示)

第14条

委員会によって登録番号を得た後、登録品は、J A I A（登録番号）4 VOC基準適合を表示できる。表示は原則として印刷、シール等により製品に行うものとし、SDS、製品カタログには（VOC 様式－4）に示した事項を記載する。SDSには必ず登録番号を表示する。

(責任)

第15条

製品登録を受けた申請者は、表示が誤認を生ずるおそれのないように注意し、故意・過失の有無にかかわらず、表示から生ずる一切の責任を日本接着剤工業会は負わないものとする。

(登録品の公開)

第16条

工業会は、登録品のJ A I A登録番号、製品の会社名、種類、製品名を工業会のウェブサイトにおいて公開する。

(登録の抹消)

第17条

第5条に適合していないことが判明した場合には、所定の手続きを経て、委員会は登録の抹消を行うと共に、この旨を公表する等の措置をとることができる。なお、同一製品名での再登録は認めない。

(登録製品の抜き取り検査)

第18条

委員会は市販されている登録製品を定期的に入手し、指定機関にて製品に含まれる4 VOC含有量の測定を行うことができる。詳細については別途定める。

(市販登録品検査)

第19条

登録製品に関して問題の発生が予想される等、委員会が検査を行う必要があると認めた場合には、市販されている当該登録製品を入手し、指定機関にて製品の含有量測定を行うことができる。違反したことが判明した場合には、検査にかかった全ての費用は登録申請者負担とする。

(費用)

第20条

登録の費用は、会員、非会員とも一件当たり3,000円とし、更新の費用は一件当たり1,000円とする。

非会員の申請者登録にあたり、登録制度維持のための費用徴収については別途定める。

(秘密保持義務)

第21条

委員会の委員およびこれに係わる工業会の職員は、本規程に基づく登録業務に関して知り得た情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(規程の見直し)

第22条

本規程は必要に応じて見直すことができる、その際、役員会の承認を得る。

(附則)

初回制定 平成20年 2月 1日 より施行する。

一部改正 平成21年 9月17日

一部改正 平成22年 1月21日

一部改正 平成22年 5月20日

一部改正 平成24年 1月19日

一部改正 平成24年 7月19日

一部改正 平成25年 3月21日

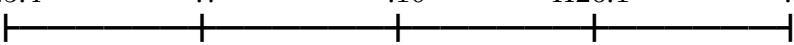
一部改正 平成29年 4月20日

一部改正 令和元年 6月 1日

以上

改正履歴書

規定類名称	室内空気質汚染対策のためのVOC自主管理規定
<平成21年9月17日改正>	
第6条 追加 ・表にホルムアルデヒド樹脂系を追加	
<平成22年1月21日改正>	
第3条 追加 ・登録申請できる者は、当該製品および関連の原料を製造、加工、又は販売している工業会の会員とする。 → 登録申請できる者は、当該製品および関連の原料を製造、加工、又は販売している工業会の会員、又は非会員とする。但し、非会員は申請者登録を行うものとする。(VOC様式-7)	
第4条の1 追加 ・本規定は、会員が製造販売する住宅内装関連の建築・建材・家具等用途の接着剤関連製品に適用される。 → 本規定は、会員、又は非会員が製造販売する住宅内装関連の建築・建材・家具等用途の接着剤関連製品に適用される。	
第7条 追加 ・第7条 → 第7条の1 ・(4) 申請する品番の異なる製品すべてに関する指定機関による4 VOC含有量試験データ(非会員のみ提出)を追加 ・(5) 登録申請者の会社案内および申請者登録書(VOC様式-7)(非会員のみ提出) ・(更新申請手続き) 第7条の2 (更新) 登録申請者は、次の書類を委員会に提出しなければならない。 (6) 更新用、製品名、申請会社名、連絡先及び誓約文を記入したもの (VOC様式-8) (7) 更新用、製品リスト (VOC様式-9) を追加	
第11条 追加、変更 ・尚、更新については、(更新)登録確認書を申請者に書面(VOC様式-10)にて通知する。 ・(4) → (8) ・(5) → (9) ・(6) → (10)	
第12条 追加 ・(登録品の有効期間) → (登録品の有効期間及び更新) ・期間終了後、継続を希望する場合には、当該登録の日から起算して3年を経過する会計年度の末日(3月31日)までに更新の手続きをとる。	
<有効期間フロー>	
<p>登録初年度 H22.4 .7 .10 H23.1 .3 (登録月は無関係。年度内は全て初年度として取り扱う。)</p> <p>1年目 H23.4 .7 .10 H24.1 .3</p> <p>2年目 H24.4 .7 .10 H25.1 .3</p>	

3年目 (更新年度)	H25.4	.7	.10	H26.1	.3(期間満了)
					
<p>・注意) 更新手続きを行わなかった場合には、有効期間満了を持って自動的に登録を抹消する。</p>					
第17条 変更					
<ul style="list-style-type: none"> ・第三者機関（外部測定機関） → 指定機関 					
第18条 変更、追加					
<ul style="list-style-type: none"> ・登録申請の費用は一件当たり3,000円とする。 → 					
<p>登録申請の費用は、会員、非会員とも一件当たり3,000円とし、更新の費用は一件当たり1,000円とする。非会員の申請者登録にあたり、登録制度維持のための費用徴収について別途定める。</p>					
<p><平成22年5月20日改正></p>					
第11条					
<p>委員会は申請書類を審査し、登録番号（6桁表示）を決定したのち、登録管理を行うとともに、すみやかに登録確認書を申請者に書面（VOC様式-3）にて通知する。</p>					
<p>尚、更新については、（更新）登録確認書を申請者に書面（VOC様式-10）にて通知する。 →</p>					
<p>委員会は申請書類を審査し、登録番号（6桁表示）を決定したのち、登録管理を行うとともに、すみやかに登録確認書（VOC様式-3）及び登録証明書を申請者に書面にて通知する。</p>					
<p>尚、更新については、（更新）登録確認書（VOC様式-10）及び登録証明書を申請者に書面にて通知する。</p>					
<p><平成24年1月19日改正></p>					
<p>(申請手続き)</p>					
<p>第7条の1 → 第7条 とする。</p>					
<p>(更新申請手続き)</p>					
<p>第7条の2 → 第8条 とする。</p>					
<p>(更新) 登録申請者は、・・・・ → 更新登録申請者は・・・・、 (6) 更新用、製品名、申請会社名、連絡先及び誓約文を記入したもの を削除する。 (7) 更新用、製品リスト を削除する。 (1) 登録製品品質管理チェック表 (VOC様式-6) を追加する。 (2) 4 VOC基準適合製品登録（更新）申請書 (VOC様式-8) を追加する。 (3) (更新) 申請リスト (VOC様式-9) を追加する。</p>					
<p>第8条以降、すべての条が一条ずつ繰り下がる。</p>					
<p>(審査)</p>					
<p>第11条 → 第12条 とする。</p>					
<p>委員会は申請書類を審査し、・・・・、すみやかに登録確認書（VOC様式-3）及び登録証明書を申請書に書面にて通知する。 →</p>					
<p>委員会は申請書類を審査し、・・・・、すみやかに登録費の請求を行い、入金確認後、登録確認書（VOC様式-3）及び登録証明書を申請者に書面にて通知する。</p>					

<平成24年7月19日改正>

(登録の抹消)

第17条

顧客からの苦情等により問題が生じた場合には、登録申請者に対して委員会は申請書類の根拠を要求することができ、第5条に適合していないことが判明した場合には、所定の手続きを経て、委員会は登録の抹消を行うと共に、この旨を公表する等の措置をとることができる。なお、同一製品名での再登録は認めない。

→

第5条に適合していないことが判明した場合には、所定の手続きを経て、委員会は登録の抹消を行うと共に、この旨を公表する等の措置をとることができる。なお、同一製品名での再登録は認めない。

追加

(登録製品の抜き取り検査)

第18条

委員会は市販されている登録製品を定期的に入手し、指定機関にて製品に含まれるVOC含有量の測定を行うことができる。詳細については別途定める。

以下、すべての条が一条ずつ繰り下がる。

(市販登録品検査)

第18条

登録製品に関して問題の発生が予想される、定期的に抜き取り検証を行う等、委員会が検査を行う必要があると認めた場合には、市販されている当該登録製品を入手（試買）し、指定機関にて製品の含有量測定を行うことができる。違反したことが判明した場合には、検査にかかった全ての費用は登録申請者負担とする。

→

第19条

登録製品に関して問題の発生が予想される等、委員会が検査を行う必要があると認めた場合には、市販されている当該登録製品を入手し、指定機関にて製品の含有量測定を行うことができる。違反したことが判明した場合には、検査にかかった全ての費用は登録申請者負担とする。

第19条→第20条、第20条→第21条、第21条→第22条。

<平成25年3月21日改正>

第2条 本規定の実施に際して、……。第三者委員を構成委員に入れる場合には、その時期については、VOC委員会で検討し、役員会で承認するものとする。

→

本規定の実施に際して、……。第三者委員を構成委員に入れる場合には、その時期については、技術委員会で検討し、役員会で承認するものとする。

(VOC対象物質)

第4条の2 品質適合宣言するVOCは、……。上記以外にVOC物質を追加対象とすることについては、基準値が公表された場合を原則とし、VOC委員会で検討し、役員会で承認を得るものとする。

→

品質適合宣言するVOCは、……。上記以外にVOC物質を追加対象とすること

については、基準値が公表された場合を原則とし、技術委員会で検討し、役員会で承認を得るものとする。

(品質適合宣言)

第5条 本規定は、……。……厳しい側に変更するものとし、VOC委員会で検討し、役員会で承認するものとする。

→

本規定は、……。……厳しい側に変更するものとし、技術委員会で検討し、役員会で承認するものとする。

(接着剤の種類)

第6条 登録の申請を受け付ける接着剤の種類は……。上記以外の種類について、申請があつた場合にはVOC委員会で検討し、役員会で承認する。

→

登録の申請を受け付ける接着剤の種類は……。上記以外の種類について、申請があつた場合には技術委員会で検討し、役員会で承認する。

(登録申請と審査期日)

第11条 審査期日は原則として、年3回（6月、10月、2月）とし、申請は一ヵ月前までに行うものとする。

→

審査期日は原則として、年4回（6月、9月、12月、3月）とし、申請は審査日の一週間前までに行うものとする。

<平成29年4月20日 改正>

表題

室内空気質汚染対策のためのVOC自主管理規定（第7版）

→

室内空気質汚染対策のためのVOC自主管理規程（第8版）

第1条 規定→規程

本規定は

→

室内空気質汚染対策のためのVOC自主管理規程（以下「本規程」という。）

室内空気質

→

汚染物質のVOCを削減し室内環境

第2条 本規定→本規程

第4条の1

本規定→本規程

第5条

本規定→本規程

製品（以下「4 VOC適合製品」という）

→

製品で、かつ、4 VOCの含有量が工業会の規定する管理値（重量%）を満足する製品（以

下、「4 VOC 基準適合製品」という。)

管理された製品とする。

→

管理された製品とする。スチレンポリマーを使用する場合は重合時の残存スチレンモノマー量が次の含有管理値で管理されていること。

4 VOC を組成に配合していない製品の含有量管理値は

→

4 VOC 含有量管理値は

第6条

について、申請があった場合には技術委員会で検討し、役員会で承認する。

→

について登録申請があった場合は、委員会が窓口となり審議し、その結果を技術委員会に答申する。技術委員会では委員会の答申を受け種類の追加について検討し、判断する。なお、種類の追加は工業会役員会の承認を得た後、実施する。

第12条

(9) 当該製品の製品安全データシート (MSDS)

→

(9) 当該製品の製品安全データシート (SDS)

第14条

MSDS、製品カタログには (VOC 様式－4) に示した事項を記載する。MSDS には必ず登録番号を表示する。

→

SDS、製品カタログには (VOC 様式－4) に示した事項を記載する。SDS には必ず登録番号を表示する。

第21条

本規定→本規程

第22条

(規定の見直し) → (規程の見直し)

本規定→本規程

(附則)

一部改正 平成29年4月20日を追記

<令和元年6月1日改正>

第5条

含有量管理値の表を下記表に改訂する。

物質	J A I A 4 VOC含有量管理値 重量%	備考
トルエン	0.1 未満	ただし、 エチル酢酸ビニル共重合樹脂系エマルションを 含有する接着剤は、0.05 重量%未満
キシレン	0.1 未満	酢酸ビニル樹脂系エマルション形 アクリル樹脂系エマルション形 ウレタン樹脂系 变成シリコーン樹脂系 シリル化ウレタン樹脂系 ゴム系ラテックス形 ゴム系溶剤形 ホルムアルデヒド樹脂形 の各接着剤
	0.03 未満	ビニル共重合樹脂系エマルション形 ビニル共重合樹脂系溶剤形 エポキシ樹脂系 の各接着剤
	0.01 未満	酢酸ビニル樹脂系溶剤形 α -オレフィン樹脂系 水性高分子イソシアネート系 ホットメルト形 の各接着剤
エチルベンゼン	0.1 未満	
スチレン	0.015 未満	

以上